

22 GHQ文書による占領期のハンセン

病関係史料の研究

杉田 聡・丸井 英二¹⁾

一 国立国会図書館憲政資料室に所蔵されているGHQ文書(マイクロフィッシュ)の中から、一つのファイルとして保管されているハンセン病関係史料(PHW04217-04224)を選出し、その研究を行った。

現在までに、マイクロフィッシュからコピーとして文書を焼き付け、その文書をテキストファイル化する作業を完了した。

全史料は六四一枚でそのうち英文のものが計三一七枚(記録用覚書・二七枚、書簡・九二枚、英語論文・二五枚、スター(英文雑誌)のコピー・四二枚、その他文書・一三二枚)、和文のものは計二八四枚(愛楽誌の一九五二年四月号のコピー・一八四枚、日本語論文・九二枚、その他の日本語文書・八枚)で、その他に意味のない夾雑物や判読不

能文書が四〇枚あった。

GHQ/PHW(連合軍総司令部保健衛生福祉部)の占領政策を反映している記録用覚書(Memorandum for record)は少ないが、ハンセン病関係の施策の参考とするために交わした書簡やその他の事務文書は多く、その内容分析を進めることによって、GHQ/PHWの関与の詳細を明らかにできる可能性がある。

本史料で確認できたことは、以下の点に集約できる。

一、GHQ/PHWが調査した全国のハンセン病療養所の患者数の各種統計。

二、GHQ/PHWが視察した療養所の状況(大島青松園と多磨全生園)。

三、プロミンを患者の治療薬として普及させるためのGHQ/PHWによる関係各機関に対する働きかけ。

特にThe Leonard Wood Memorial (American Leprosy Foundation)とSurgeon General Officeとの交渉。

四、日本のハンセン病研究者を国際的な学会(International Leprosy Society)へ復帰させるためのGHQ/

PHWの働きかけ。

五、日米の研究者による *Leprosus bacillus* の純粋培養に関する学術的研究の支援。

六、ハンセン病患者の処遇について（特に外国籍となった患者と沖繩・奄美地域の患者について）。

一については、昭和二〇年（一九四五）九月の調査では、国内十三ヶ所の療養所に収容されている患者数が一万四一人、昭和二十一年（一九四六）十一月では八五一〇人、昭和二十二年（一九四七）八月では七九三一人と把握されていた。

二については、二箇所療養所視察の結果、資材や医療従事者の不足はあるものの、患者の治療と療養が良好に行われているとの報告を出していた。入所患者の人権等に関する記載は特になかった。

三については、ハンセン病の治療薬であるプロミンは昭和二十四年（一九四九）より、日本で治療に用いられたが、プロミンの輸入と国内生産におけるパテントの問題に関して、GHQ/PHWは様々な交渉や調整を行っていた。

四については、第二次大戦が開戦してからは日本人は各種国際機関から締め出されていたが、日本におけるハンセン病研究の向上のため、国際らい学会への研究者の復帰と同学会学術誌の日本への輸入を実現させるためGHQ/PHWが様々な交渉を行っていた。

五については、占領下の当時では日本の研究者が米国の学術誌に研究論文を投稿することは困難であり、GHQ/PHWは米国の研究者からの日本でのハンセン病研究の現状に関する問い合わせに対応すると共に、研究者間のいわば「橋渡し役」を演じていた。

六については、占領軍は沖繩・奄美地域に対しては、日本本土での間接統治とは違い、直接統治を行ったため、本土とは違った対応をしていたことが分かった。また、わずかではあるが、日本のハンセン病療養所の入所者で占領後に外国籍（韓国籍等）となった者の処遇についても検討が行われていた。

¹⁾（大分大学医学部看護学科）

²⁾（順天堂大学医学部）